

令和5年度岩手県地域包括ケア基盤確立専門職派遣事業実施要領

（事業の目的）

第1条 この事業は、市町村又は地域包括支援センター（以下「市町村等」という。）が開催する地域ケア個別会議（以下「会議」という。）において、専門家の助言が必要な課題や事案の解決に向け、弁護士及び社会福祉士等（以下「専門職」という。）を派遣することにより、会議運営の円滑化と課題解決機能の強化を図ることを目的とする。

（事業の実施方法）

第2条 公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「財団」という。）は、次に掲げる本人、家族への支援に関する事項の解決を支援するため、市町村等が開催する会議に専門職を派遣する。

ア 成年後見制度の活用について

イ 生活困窮者への対応について

ウ 虐待事例への対応について

エ その他個別課題への対応について

2 派遣する専門職は、岩手弁護士会及び一般社団法人岩手県社会福祉士会等（以下「派遣受託者」という）が推薦する専門職とする。

3 財団は、あらかじめ、市町村等の専門職派遣の意向を確認し、その内容を取りまとめて派遣受託者に情報提供する。

なお、市町村等は、上記のほか専門職の派遣が必要な場合は、その都度、財団に協議する。

4 市町村等は、前項の派遣意向に基づき専門職の派遣を受けようとするときは、会議開催の概ね1か月前までに、専門職派遣依頼書（別紙1）を財団に提出する。

5 財団は、受理した派遣依頼書の内容を確認し、派遣受託者に派遣調整依頼を行う。

6 派遣受託者は、派遣調整依頼の内容を確認のうえ派遣調整を行い、派遣する専門職の住所、氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を財団に報告する。

7 財団は、上記の報告を基に派遣を決定し、派遣受託者及び市町村等に対して、専門職派遣通知書（別紙2）により通知する。

8 派遣受託者は、前項の通知を受けて、専門職を会議に派遣する。

9 派遣された専門職は、専門的な観点から課題解決に向けた適切な助言を行うものとする。

10 派遣された専門職は、派遣の日から概ね2週間以内に、専門職派遣結果報告書（別紙3）を財団に提出する。

（個人情報の保護）

第3条 本事業を実施する際に取り扱う個人情報については、対象市町村において適切な個人情報保護の対策を講じるものとする。

（費用の負担）

第4条 専門職の派遣に要する費用（謝金及び交通費）については、下表のとおり予算の範囲内で財団が負担する。

財団は、派遣結果報告書を受理後、内容を確認の上、謝金等を派遣した専門職に支払うものとする。

謝 金	助言や対象市町村との対応等に要した時間に基づき算定した額（1時間当たりの財団の謝金基準を適用）
交通費	財団の旅費規程に基づき算定した額

（事業の庶務）

第5条 本要領に定める事業の庶務は、財団が行うものとする。

（その他）

第6条 本要領に定めのない事項については、別途、財団、対象市町村及び専門職等の関係者間で協議する。